

議案第 8 2 号	三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	公営住宅法施行規則第 2 3 条の規定に基づく国土交通大臣が毎年定める次年度家賃算定のための推定再建築費率が告示されたことに伴い、近傍同種の住宅の家賃を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）</li> <li>・ 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）</li> <li>・ 公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）</li> </ul> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>市営住宅家賃（第 15 条関係）</p> <p>国土交通大臣が毎年定める推定再建築比率に基づき、別表に定める応益係数を改めるとともに近傍同種の住宅の家賃も改める。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成 29 年 4 月 1 日</p>